

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
當日が休日とする翌日)
當日が休日とする翌日

鳥取県告示第五百九十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十二年八月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

氏名 登録の記号及び番号

吉田邦子 烏賀第三五二号

登録の年月日
昭和五十二年七月十八日

鳥取県告示第六百号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第一百九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

告示

- ◆告示 保険医の登録
- 国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
- 臨時種畜検査の実施
- 解除予定の保安林
- 土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- 土地改良事業の認可
- 都市計画区域の変更
- 都市計画の変更(五件)
- 開発行為に関する工事の完了
- 建築基準法による道路の位置の指定
- みづばちの腐蛆病の発生

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松長泰志	鳥国医第二、一八〇号	昭和五十二年七月十一日
浜崎尚文	鳥国医第二、一八一号	"
渡辺章	鳥国医第二、一八二号	"
泉明夫	鳥国医第二、一八三号	"
平木誠一郎	鳥国医第二、一八四号	"
宮元修一	鳥国医第二、一八五号	"
福田和夫	鳥国医第二、一八六号	"
石井尚吾	鳥国医第二、一八七号	"
山田憲明	鳥国医第二、一八八号	"
渡辺喜代隆	鳥国医第二、一八九号	"
小竹寛	鳥国医第二、一九〇号	"
渡部隆夫	鳥国医第三四七号	昭和五十二年七月十一日
今田晴美	鳥国医第三四八号	"
中村百合	鳥国医第二、一九三号	昭和五十二年七月十四日

鳥取県告示第六百一号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年八月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

午前十時から	第一次	検査期日	第二次	検査場所	家畜の種類
八月二十七日				東伯郡赤崎町松谷	鳥取県種畜場
午前十時から	八月三十日				乳用牛

鳥取県告示第六百二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年八月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

- 昭和五十二年八月五日
- | | |
|------------|------------------|
| 一 縦覧に供する書類 | 鳥取県知事職務代理者 |
| 二 縦覧に供する期間 | 鳥取県総務部長 西 尾 邑 次 |
| 三 縦覧に供する場所 | 昭和五十二年八月六日から二十日間 |
| 四 異議の申出 | 昭和五十二年八月六日から二十日間 |

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

氣高郡氣高町大字浜村字西浜七八三の七六〇、七八三の九七九、七八三の九八〇、七八三の九八二（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び氣高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 昭和五十二年五月十四日付けで日南町から申請のあつた土地改良（中石見地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十二年八月五日
- | | |
|------------|------------------|
| 一 縦覧に供する書類 | 鳥取県知事職務代理者 |
| 二 縦覧に供する期間 | 鳥取県総務部長 西 尾 邑 次 |
| 三 縦覧に供する場所 | 日南町役場 |
| 四 異議の申出 | 昭和五十二年八月六日から二十日間 |

鳥取県告示第六百四号

昭和五十二年五月十四日付けで日南町から申請のあつた土地改良（中石見地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

- 昭和五十二年五月十四日付けで日南町から申請のあつた土地改良（中石見地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十二年八月五日
- | | |
|------------|------------------|
| 一 縦覧に供する書類 | 鳥取県知事職務代理者 |
| 二 縦覧に供する期間 | 鳥取県総務部長 西 尾 邑 次 |
| 三 縦覧に供する場所 | 日南町役場 |
| 四 異議の申出 | 昭和五十二年八月六日から二十日間 |

- 二 縦覧に供する期間
昭和五十二年八月六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日南町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五号

岸本町から申請のあつた町営土地改良（坂長地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年七月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年八月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十二条において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年八月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

- 都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五条第六項において準用する同法同条第一項の規定に基づき、都市計画区域を変更したので、同法同条第六項において準用する同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取市湖山町北六丁目

- 一 変更に係る都市計画区域の名称
若桜都市計画区域
- 二 都市計画区域の変更に係る土地の区域
追加する部分
八頭郡若桜町大字高野字馬場田、字馬場河原及び字馬場田中通削除する部分
- 三 都市計画区域の変更に係る土地の区域
追加する部分
八頭郡八東町大字用呂字中高野河原及び字下高野河原

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県土木部都市計画課

鳥取市長砂町並びに陽田町

米子市車尾字堀端、字東宮ノ前、字前河原、字倉敷東、字前田走
 リ上、字前田、字牛房田、字柳堀、字高黒、字スゲサ、字野正、
 字野正西及び字油免、觀音寺字岩崎、字五反田及び字岩崎ノ二、

鳥取県告示第六百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づ
 き、米子境港都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する
 同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第
 二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の
 図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年八月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づ
 き、米子境港都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する
 同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第
 二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の
 図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年八月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

削除する部分

米子市車尾字新地山下、字河原毛田、字砂際、字繩道及び字小深田
 1 三・三・一号車尾中央線
 2 三・四・二十号車尾目久美町線
 3 三・三・二号米子中央線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

追加する部分

米子市車尾字堀端、字東宮ノ前、字前河原、字倉敷東、字前田走
 リ上、字前田、字牛房田、字柳堀、字高黒、字スゲサ、字野正、
 字野正西及び字油免、觀音寺字岩崎、字五反田及び字岩崎ノ二、

長砂町並びに陽田町

変更する部分

米子市道笑町四丁目

3 三・三・二号米子中央線

変更する部分

米子市道笑町四丁目

縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県土木部都市計画課

縦覧場所

鳥取市長砂町並びに陽田町

縦覧場所

鳥取市長砂町並びに陽田町

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路

三・四・十号皆生温泉環状線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

変更する部分

米子市皆生字村新田、字高嶋屋新田、字ウドロ沖及び字沖雁座

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第六百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年八月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園

第六・五・一号東山公園

二 都市計画の変更に係る土地の区域

変更する部分

米子市東山町、陽田町、長砂町及び觀音寺字岩崎ノ二

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第六百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年八月五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画土地区画整理事業

皆生新田土地区画整理事業

二 都市計画の変更に係る土地の区域

追加する部分

米子市皆生字池口、字沖池口、字池口沖、字ウドロ、字西雁座、字

東雁座、字沖河端、字上野浪新田、字中野浪新田、字下野浪新田、

字灘端野浪新田、字小バイ、字灘端東新田及び字西灘端野浪新田

変更する部分

米子市皆生字温泉、字村新田、字砂池沖、字北砂池及び字ウドロ沖

三

鳥取市東町一丁目二二〇番地
鳥取県土木部都市計画課

規定する道路の位置を昭和五十二年八月五日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

昭和五十二年八月五日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県告示第六百十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年八月五日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西

尾

邑

次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市吉成八三四	倉吉市北野字宮ノ元	幅員 五・〇〇~一八・〇〇メートル
株式会社相互信販	六九一ノ一	延長 七八・〇〇メートル
取締役社長 岸野 高春		

鳥取県告示第六百十四号

みつばちの腐蛆病が発生したので、みつばちについての腐蛆病予防に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号）第五条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月五日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県告示第六百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市洞谷八五六番地一
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市福井、大畑、洞谷及び瀬田蔵
- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和五十年八月二十九日 鳥取県指令受都計第三百十二号

株式会社鳥取観光開発

取締役社長 米原 積

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西

尾

邑

次

発生年月日	発生場所	発生群数	摘要
昭和五十二年八月三日	日野郡溝口町上代	三十三群	
"	日野郡溝口町福居	三十九群	
日野郡日南町福塚	日野郡日南町中石見	十七群	
"	"	"	却焼処分のうえ埋
"	"	"	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】